



わさびー

2022.7 No.823 (令和 4年 7月 5日 発行)

●奥多摩町ホームページ <https://www.town.okutama.tokyo.jp/>



発行 奥多摩町 〒198-0212 東京都西多摩郡奥多摩町氷川 215-6 代表電話 ☎0428-83-2111

町の世界帯と人口

6月1日現在 (前月比)	
世帯数	2,595 (4減)
人口	4,820 (10減)
男	2,409 (7減)
女	2,411 (3減)

人口動態 (5月中)

転入	13	転出	9
出生	2	死亡	16
その他	0	その他	0



前列右から飯島青梅駅長、内田八王子支社長、嶋田社長、師岡町長、原島観光協会会長、後列右からおくたま地域振興財団白田さん、OPT大井さん、関さん、東京わさびブラザーズ角井兄弟



(▲3枚目の写真提供：袴田和彦氏)

6月1日に、鳩ノ巣駅において、「沿線まるごとラボ」のオープニングセレモニーが行われました。

これは、全国で地域活性化事業に取り組む株式会社さとゆめと、JR東日本の共同出資会社である「沿線まるごと株式会社」において、青梅線沿線の活性化を目指し、エリ

アを丸ごとホテルに見立てる事業「沿線まるごとホテル」の拠点として活用するもので、無人駅である鳩ノ巣駅舎が改修されました。

セレモニー当日は、今後沿線を共に盛り上げていただくコンシェルジュとして、わさび農家で収穫体験やキッチンカーにより、わさび井などを販売する「東京わさびブラザーズ」、「日本一観光用公衆トイレがきれいな町、奥多摩」を目指す「OPT(オピト)」（奥多摩総合開発株式会社）、そして森林セラピーツアーなどを企画する「おくたま地域振興財団」の地域事業者3団体に、「任命書」が授与されました。今後は、令和5年度中に、鳩ノ巣駅周辺で古民家ホテルおよび古民家レストランのオープンを予定し、令和8年度までには、沿線全体で5棟から8棟の古民家ホテルの整備を行い、宿泊事業と体験コンテンツの提供を実施していくとともに、沿線の活性化を目指しています。

「沿線まるごとラボ」 オープニングセレモニー

自治委員の委嘱

つぎの方が、4月1日付で自治委員（自治会長）として委嘱されました。

任期2年（敬称略）

（自治会）（氏名）

- 川井 酒井 弘幸（新）
- 大丹波 加藤 竜也
- 梅沢 濱野 文夫
- 丹三郎 原島 貞夫
- 小丹波 田中 文明
- 棚沢 清水 欣二（新）
- 白丸 高梨 與一（新）
- 大氷川 宇佐美敏郎（新）
- 常磐 小澤 榮一
- 長畑 原島 肇

南氷川 小峰 将史（新）

栃久保 増田 勝彦（新）

大沢 天野 好夫

日原 黒澤 庄悟

海沢 村木 文男（新）

境 山田 彰

中山 森田 泰宏

小河内 川村 文雄（新）

固定資産評価審査委員会委員に

山宮 敏夫氏

奥多摩町固定資産評価審査委員会委員に、つぎの方が議会の同意を得て6月20日付で就任されました。

任期3年（敬称略）

山宮 敏夫（再任）

（小丹波）

*固定資産評価審査委員会は、土地や建物などの評価額などに対する不服の申し立てがあったときに審査をする機関です。

自治会連合会長に 濱野 文夫氏

5月27日に行われました自治会連合会総会において、梅沢自治会長の濱野文夫氏が連合会長に、連合副会長に大丹波自治会長の加藤竜也氏、常磐自治会長の小澤榮一氏が選任されました。

7月10日（日）は参議院議員選挙の投票日です

投票日	7月10日（日）	午前7時～午後6時
期日前投票	7月9日（土）まで	午前8時30分～午後8時
詳細のお知らせ	各自治会を通じて配布したチラシを参照	



※問い合わせは、町選挙管理委員会事務局（総務課内） ☎83-2345内線430

奥多摩町職員（保健師）募集

- 【職種・採用予定人数】保健師・若干名
- 【応募資格】昭和42年4月2日以降に生まれた方で、保健師の資格のある方（取得予定の方）
- 【応募方法】町ホームページまたは町役場、保健福祉センター、子ども家庭支援センター、文化会館に置いてある「職員採用試験申込書」に必要事項を記入し、保健師資格証の写し、または卒業（見込）証明書を添付のうえ、本人または代理人が、直接役場総務課へ提出するか、簡易書留で郵送してください。
- 【申込受付期限】7月15日（金）午後5時15分
- 【試験内容など】試験日は7月24日（日）面接
- 【会場】奥多摩町役場
- 【採用予定日】令和4年8月1日以降（応相談）
- 【問い合わせ】
 - 総務課（試験について） ☎83-2345
 - 福祉保健課（業務について） ☎83-2777

明るい選挙推進委員の委嘱

任期満了に伴い、4月1日付でつぎの方々が町の明るい選挙推進委員に委嘱されました。

- 第7投票区 大野千代子
- 第7投票区 小作 五子
- 第7投票区 荒井 茂
- 第8投票区 原島 公理
- 第9投票区 島崎 武雄
- 第10投票区 清水善太郎
- 第10投票区 大久保雄二
- 第3投票区 須崎美和子
- 第3投票区 藤川 路子
- 第4投票区 上野 優子
- 第4投票区 土方 弘美
- 第5投票区 大澤美和子
- 第5投票区 河村 正人
- 第6投票区 木村 裕三

任期2年（敬称略）

◎第10投票区

*◎会長・○副会長

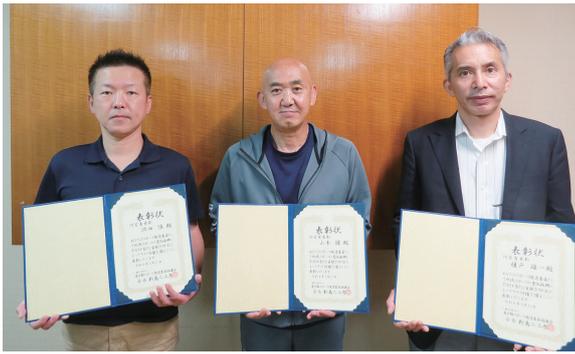
奥多摩工業さん100万円をご寄付

奥多摩町の財政運営資金として役立ててほしいと、今年も奥多摩工業さんが100万円をご寄付くださいました。

ご寄付の趣旨に基づき有効に活用させていただきます。ありがとうございます。 (写真は、松川昌則前社長(右)、山下一夫社長(中)から寄付を受ける師岡町長)



東京都スポーツ推進委員功労者表彰



東京都スポーツ推進委員協議会から奥多摩町スポーツ推進委員副会長の山本操氏、委員の榎戸雄一氏、池田慎氏が、地域スポーツの普及振興に尽力され、東京都スポーツ推進委員功労者として表彰されました。受賞されたみなさんおめでとうございます。

(写真は、右から榎戸雄一氏、山本操氏、池田慎氏)

ジュニアバドミントン教室参加者募集!

奥多摩バドミントンクラブでは、令和4年度ジュニア育成地域推進事業の一環として、小学生から高校生を対象にバドミントン教室を開催します。

〔日時〕7月9日・16日・23日いずれも(土)午後6時50分から午後8時まで
〔会場〕奥多摩中学校体育館
〔対象者〕小学生・中学生・高校生(小学3年生以下の児童については、保護者同意)
〔参加費〕無料
〔持ち物〕体育館シューズ、運動のできる服装、ラケット(お持ちの場合)など。
〔申込〕参加申込書に必要事項を記入のうえ、提出し
※申し込み、問い合わせは教育課 ☎83-2246

少年野球教室参加者募集!

(令和4年度ジュニア育成地域推進事業)

小学生を対象に少年野球教室を開催します。

〔日時〕7月2日(土)から9月18日(日)までの毎週土曜日・日曜日、午前9時から午後4時まで(数時間の参加も可能です)
*雨天、また、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となる場合があります。
〔会場〕古里小学校校庭他
〔対象者〕小学生(男・女)
〔服装〕運動のできる格好(ジャージなど)・運動靴
〔持ち物〕グローブ(お持ちでない方は貸出あり)・タオル・お弁当・飲み物
〔参加費〕無料
〔申込〕教育課または子ども家庭支援センターにある申込用紙に、必要事項を記入のうえ、提出してください。(随時受付けます)
〔主催〕奥多摩町体育協会・東京都・(公財)東京都体育協会
〔主管〕古里少年野球クラブ
※申し込み、問い合わせは教育課 ☎83-2246

紺綬褒章受章

梅沢にお住まいでした故濱野フチ様が所有していた財産を、ご遺族の藤野カツ様(青梅市)、伊藤明広様(国立市)から若者定住推進事業に役立ててほしいと、昨年ご寄付をいただきました。このことについて、お二人が紺綬褒章を受章されました。おめでとうございます。

〔持ち物〕グローブ(お持ちでない方は貸出あり)・タオル・お弁当・飲み物

ご寄付・表彰
少年野球募集ほか

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ



町では、国の新型コロナウイルスワクチン追加接種の決定を受け、町民のみなさんが安心して4回目のワクチン接種ができるよう準備を進めています。

【新型コロナウイルスワクチンの追加（4回目）接種について】

- ・ 3回目接種を終了された方のうち、原則5か月以上経過した60歳以上の方および18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方が4回目接種の対象者となります。
- ・ 4回目接種に使用するワクチンは、3回目に接種したワクチンにかかわらず、ファイザー社製またはモデルナ社製のワクチン（mRNA ワクチン）を用いることが適当であるとされています。
- ・ 60歳未満の基礎疾患を有する方で接種を希望される方は奥多摩町新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター☎0120-331-503へ申し込みをお願いします。ただし、昨年の初回接種時に申し込みをされた方は不要です。なお、基礎疾患の一覧は広報おくたま6月号をご覧ください。

＜接種にかかる費用＞

無料（全額公費で行うため費用はかかりません）

＜追加接種スケジュール・接種券発送時期＞

国の方針により変更となる場合がありますが、現時点では、3回目の接種完了日から原則5か月経過する必要があるため、接種スケジュールは下記のとおりとなります。

区 分	接種券発送時期	接種開始時期
75歳以上の高齢者	7月上旬	7月下旬から
65歳から74歳までの高齢者	7月下旬	8月中旬から
60歳から64歳までの方 基礎疾患を有する方	8月上旬	9月上旬から

＜接種会場・日時＞

町では、「文化会館」、「福祉会館」を会場とし、土曜・日曜（午前9時～午後4時30分）の日程で集団接種を予定しています。65歳以上の方に対しては、お住いの地区ごとに指定した会場・日時を接種券に同封して通知します。

【12歳以上追加（3回目）接種】

今後接種を希望される方は、個別の医療機関での接種となりますので、下記スケジュールをご確認いただき、お持ちのスマートフォンやパソコンでインターネットから予約をお願いします。

12歳以上の方へ接種券を発送しましたが、接種券が届いていない方は、ワクチン接種コールセンターへご連絡をお願いします。

区 分	接種日時	接種会場	ワクチンの種類
12歳以上の方	7月22日（金）16：00～	双葉会診療所	ファイザー社製
	8月5日（金）16：30～	古里診療所	
	8月10日（水）16：00～	奥多摩病院	
	8月17日（水）16：00～	奥多摩病院	
	8月26日（金）16：30～	古里診療所	

※問い合わせは、奥多摩町新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター

町では、接種に関することなどの電話相談窓口としてコールセンターを設置していますのでご利用ください。☎0120-331-503

〔受付〕午前8時30分～午後5時15分（平日のみ）



《次ページへ続く》

【都内の大規模接種】

新型コロナウイルスワクチン接種は、各会場の条件に該当すれば、奥多摩町の接種会場以外でも接種が可能です。都内の大規模接種会場で接種希望の方は、東京都のホームページをご覧ください。

【12歳以上初回（2回）接種】

ワクチンの2回接種を受けていない12歳以上の方で、接種を希望される方は、町内の医療機関での個別接種となりますので、接種を希望される月の前月15日（8月に接種希望の際は7月15日）までに、福祉保健課までご連絡ください。なお、現時点で、ファイザー社製ワクチンの2回接種の対象年齢である12歳に到達される方へは、誕生月に通知にてお知らせします。

【小児初回（2回）接種】

5歳から11歳の方を対象とした小児用ワクチン接種を実施します。接種を希望される方は、下記スケジュールをご確認いただき、お持ちのスマートフォンやパソコンでインターネットから予約をお願いします。接種券が届いていない方や紛失された方は、ワクチン接種コールセンターへご連絡をお願いします。

区 分	接種券発送時期	接種会場
5歳から11歳の方	1回目 8月 3日(水) 予定	文化会館
	2回目 8月24日(水) 予定	

**【新型コロナウイルスワクチン接種証明書の発行】**

新型コロナウイルスワクチン接種を受けた方であって、海外渡航などの事情により予防接種済証とは別に接種証明が必要な方に新型コロナウイルスワクチン接種証明書を発行しています。

申請方法	窓口または郵送申請	アプリ申請
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 申請書 旅券（パスポート）またはその写し 接種履歴が確認できる書類 予防接種済証（臨時）、接種記録書 またはその写し 本人確認書類またはその写し （住民票上の住所の記載されたもの） 	<p>事前にアプリをダウンロード App StoreまたはGoogle Playで「接種証明書アプリ」と検索して、インストールできます。</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード マイナンバーカードの券面入力補助用暗証番号 （カード受取の際に設定した4桁の数字） パスポート（海外用を発行する方）

* ワクチン接種後も、マスクの着用、手洗い・手指消毒、ゼロ密など感染予防にご協力をお願いします。

※申請窓口、問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777

道路交通の支障となる 立木の伐採などのお願ひ

近年、立木の成長により、道路を挟み山側および川側に生い茂り、倒木や落枝など、道路交通の妨げとなり、事故の要因に繋がる危険箇所が点在しています。また、庭木の枝葉がのびて道路上に張り出し、カーブミラーや道路標識の視界を遮るなど、年間を通して道路に様々な支障を来しています。

交通事故を未然に防止し、安全な通行を確保するために、樹木の所有者の方は、立木の伐採、樹木や垣根・庭木の枝葉の剪定をお願いします。

なお、草刈り機を使用する際は、飛び石など周囲の状況に気を付けて実施をお願いします。

※問い合わせは、環境整備課 ☎ 83-2367

『認知症サポーター出張養成講座』に伺います

2025年には、高齢者の5人に1人が認知症の時代になります。みなさん認知症のこと、しっかりと理解できていますか。認知症サポーターとは認知症の正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者です。何か特別なことや、難しいことをする人ではありません。一人でも多くの方が、認知症の人やその家族の応援者になることが、認知症になっても住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるまちづくりの第一歩です。

- ・小人数（10人未満）から開催ができます
- ・費用は無料、テキストは準備します
- ・時間は1時間程度

※問い合わせは、地域包括支援センター

☎ 83-8555

若者定住推進課からお知らせ

【移住・定住応援補助金】

町では、次代を担う若者世代の移住・定住を応援するため、町内に住宅などを購入された方を対象に、補助金の交付（事業費の1/2・最大200万円）また、資金借入に対する利子補給（借入利率の1/2・年額最大30万円・36か月）を行っています。さらに、町内事業者の利用および、地場木材の活用で各10万円分奥多摩町商業協同組合商品券を上乗せで最大220万円分交付。町内金融機関（西東京農業協同組合古里支店・青梅信用金庫奥多摩支店）利用の場合、最大33万円利子を補給します。

【年齢要件】

- ①45歳以下の夫婦
- ②子ども（高校生以下（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者））がいる世帯
- ③35歳以下の者

*年齢要件以外にも、対象要件などがあります。詳しくは下記へお問い合わせください。

【移住・定住相談について】

移住・定住相談会につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から総合的な相談会は延期としておりますが、電話・メールでの問い合わせなどは随時お受けしておりますので、お気軽に下記相談窓口にご連絡ください。なお、移住してきてお困りの方の相談も随時お受けしております。

【空き家・空き地等の相談】

空き家の処分を考えている方、相続により建物や土地を譲り受けたが活用方法が分からない方、今所有の建物・土地がご自身の名義でなくお困りの方などはお気軽に下記相談窓口にご連絡ください。

※問い合わせ・相談窓口は、若者定住推進課 ☎83-2310

Eメール：wakamono@town.okutama.tokyo.jp

結婚相談所利用助成事業募集のお知らせ

町では、町内在住・在勤の方を対象に、結婚パートナーをお探しでなかなか一歩踏み出せない方へ、大手民間結婚相談所に係る費用の助成を行っています。

この助成は、成婚後も子育てしやすい奥多摩町に引き続きお住まいいただくことが目的です。

【申込資格】下記要件を全て満たす方

- ①奥多摩町内に住所がある方、または町内に勤務場所があり町内に移住を希望される方
- ②年齢が20歳以上50歳以下で、独身の方

【応募方法】結婚相談所利用助成申込書（下記QRコードからダウンロードしてください。）に必要事項を記入し、保健福祉センターまたは子ども家庭支援センターに持参もしくはメール（fureai@town.okutama.tokyo.jp）にて提出

【申込受付期間】7月1日（金）から29日（金）

【募集人数】2名

お申し込み後、書類選考により助成対象者を決定します。

詳しくは町ホームページをご覧ください。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777



多摩・島しょ広域連携活動助成金事業～子ども体験塾～ 子ども国際交流音楽祭

【交流コンサート】

〔日 時〕10月10日(祝)午後5時～(午後4時30分開場)

〔会 場〕羽村市プリモホール「ゆとろぎ」大ホール

〔入場料〕1000円(チケットは教育課で7月15日(金)より販売開始)

〔内 容〕

- ・第Ⅰ部/羽村市・檜原村・奥多摩町の児童・生徒達により編成された、子ども国際交流音楽祭合唱団が歓迎演奏、ウィーン一流の音楽家と交流演奏を行います。また、西多摩地区出身の若手音楽家による歓迎演奏も予定しています。
 - ・第Ⅱ部/ウィーン著名な音楽家の方々による木管五重奏の演奏をお楽しみください。
- *羽村市・檜原村・奥多摩町在住の小学生から18歳までの方、および、その同伴保護者の方(1名)を無料で400名ご招待します。7月15日(金)から9月6日(火)まで受付。定員になり次第締め切りますので、ご希望の方は教育課社会教育係へ申し込みください。



【奥多摩交流コンサート】

〔日 時〕10月11日(火)午後1時30分～(午後1時15分開場)

〔会 場〕奥多摩中学校体育館

〔入場料〕無料

〔内 容〕・第Ⅰ部/ウィーンの音楽家達による音楽指導および共演を行います。
・第Ⅱ部/ウィーンの音楽家達による木管五重奏の演奏をお楽しみください。

〔主 催〕子ども国際交流音楽祭実行委員会

*11日の交流コンサートは、奥多摩中学校の5・6校時に開催します。

*申し込みは必要ありませんので、直接会場へお越しください。

※問い合わせは、教育課 ☎ 83-2246

「奥多摩町庁舎建設委員会」住民委員の一般公募について（お知らせ）

住民皆さんにご利用いただいている役場庁舎は、昭和40年に建設された民間企業の事務所を増改築したのですが、55年以上が経過し、建物の老朽化による雨漏りや各部の不具合が多くあり、バリアフリーへの対応も十分に行えないなど、住民サービスや役場機能の低下を招いております。

また、国が定める耐震基準を満たしておらず、昨今の地震を含め、多発する自然災害発生時に、災害応急活動の拠点施設としての役割を十分に果たすことが難しい状況にあることから、町では役場庁舎の速やかな建て替えが必要であると認識し、様々な検討を進めております。

今後、役場庁舎の建設整備に向けては、幅広い見地から意見を求めるため「奥多摩町庁舎建設委員会」を設置してまいります。委員につきましても関係機関や諸団体のほか、住民の参画も呼びかけてまいりたいと考えております。

なお、住民委員の応募資格や募集期間などにつきましては、詳細が決まり次第、お知らせしますので、皆様のご理解、ご協力をお願いします。

※問い合わせは、企画財政課 ☎ 83-2360

**後期高齢者医療保険料を
7月中旬に通知します**

令和4年度における後期高齢者医療保険料が決定しましたので、7月中旬に通知します。

されました。制度の安定的な運営のため、期限内の納付にご協力をお願いします。

4月1日を基準に被保険者の資格がある方（4月1日以降、75歳になった方や転入などで資格を取得した方を含む）で、普通徴収（納付書でのお支払いや銀行口座からの引落とし）の方は、7月から納付が始まります。特別徴収（年金からの差し引き）の方は、既に年金からの差し引きで保険料を納付いただいています。が、前年の所得に応じて、10月以降の保険料額が決定します。

○保険料の計算方法について

令和4年度 後期高齢者医療保険料額 (限度額：66万円)	=	均等割額 被保険者1人あたり 46,400円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額 ×所得割率 9.49%
------------------------------------	---	------------------------------	---	-------------------------------------

※賦課のもととなる所得金額＝前年の総所得金額等の合計－基礎控除額 43万円

○保険料の軽減について

後期高齢者医療制度の保険料は、所得に応じて、軽減する制度があります。軽減を受けるためには、所得の申告が必要です。

【均等割額の軽減】

同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円＋（年金または給与所得者の合計数－1）×10万円以下	7割
43万円＋（年金または給与所得者の合計数－1）×10万円＋28.5万円×（被保険者数）以下	5割
43万円＋（年金または給与所得者の合計数－1）×10万円＋52万円×（被保険者数）以下	2割

*65歳以上(令和4年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。ただし、この15万円(高齢者特別控除額)は所得割額の計算では適用されません。

*世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。

*軽減判定は、当該年度の4月1日(年度途中で東京都で資格取得した方は資格取得時)における世帯状況により行います。

●会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度の資格取得の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方の均等割額が、加入から2年を経過する月まで5割軽減、所得割額はかかりません。

なお、低所得による**均等割額の軽減**に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

※問い合わせは、住民課 ☎83-2182

【所得割額の軽減】

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下※	50%
20万円以下※	25%

※については、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。

後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療被保険者証が8月に更新されます

75歳以上の方(または65歳以上で一定以上の障害をお持ちの方)に交付されています、後期高齢者医療被保険者証(オレンジ色)は、有効期限が7月31日までとなります。

8月1日からの新しい被保険者証(藤色)は、7月下旬までに簡易書留でお送りします。

また、10月からの窓口2割負担の導入に伴い、すべての方の保険証の有効期限が9月30日までとなりますので、「ご注意ください。」
10月以降お使いいただく保険証は、9月下旬までに簡易書留でお送りします。
新しい被保険者証が届きましたら、記載内容をご確認のうえ、ご不明な点は、問い合わせ先までご連絡ください。

なお、現在ご利用の被保険者証は、8月1日から使用できなくなります。

有効期限が切れた後は、内容が読み取れないように細断して処分していただくか、住民課総合窓口または古里出張所までご返還ください。

「3割負担の対象外となる場合があります」
住民税課税所得が145万円以上でも、以下に該当する場合は3割負担の対象外となります。

①昭和20年1月2日以降生まれの被保険者および同じ世帯の被保険者の、賦課の世帯の被保険者の合計額が210万円以下の場合
②令和3年1月から12月までの収入額が下記の条件を満たし、基準収入額適用申請

を行って認定された場合(被保険者が1人)
収入額が383万円未満(383万円以上でも、同じ世帯に他の医療保険制度に加入する70〜74歳の方がいる場合は、その方との収入合計額が520万円以上)

(被保険者が2人以上)
被保険者全員の収入合計額が520万円未満

これまで、毎年必ず申請が必要でしたが、今回から対象の方が条件を満たすことを奥多摩町で確認できる場合は、申請を不要としております。お送りする保険証の自己負担割合が軽減後のものとなっている場合がありますので、ご確認ください。

限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証の更新について

過去に交付されたことがあり、8月以降対象となる

【有効期限】 新しい被保険者証の有効期限は、9月30日までとなります。

【負担割合】 医療機関にかかる際の自己負担割合は、令和4年度(令和3年中)の住民税課税所得や収入に応じて、以下のとおりとなります。

○令和4年9月30日まで

判断基準	区分	自己負担割合
同じ世帯の被保険者の中に、住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合	現役並み所得者	3割
同じ世帯の被保険者の中に、住民税課税所得が145万円未満の場合	一般所得者等	1割

○令和4年10月1日から

判断基準	区分	自己負担割合
同じ世帯の被保険者の中に、住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合	現役並み所得者	3割
以下の①②の両方に該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ②「年金収入」と「その他の合計所得金額」の合計額が、被保険者1人の場合は200万円以上(2人以上の場合は320万円以上)	一定以上所得のある方	2割
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも28万円未満の場合 または上記①に該当するが②には該当しない場合	一般所得者等	1割

※10月からの自己負担割合は、8月下旬頃に判定しますので、それまでは判定結果についてお問い合わせいただいてもお答えできません。

後期高齢者被保険者証の更新について

《次ページへ続く》

国民健康保険 高齢受給者証が8月に更新されます

方には、新しい認定証を7月下旬頃にお送りします。新しい認定証が届きましたら、記載内容をご確認の上、ご不明な点は、問い合わせ先までご連絡ください。

また、現在お使いの認定証は、有効期限が過ぎた8月1日以降、個人情報に留意の上、ご自身で破棄していただくか、住民課総合窓口係までご返却ください。

※問い合わせは、住民課
☎83-2182

国民健康保険の限度額適用認定証の申請と更新について

入院などにより高額な医療を受けられる方で、その月の医療費（保険外診療を除く）が世帯の自己負担限度額を超えた場合、高額療養費の制度により、自己負担限度額を超えた分が後日払い戻しとなりますが、「限度額適用認定証」を事前に医療機関等の窓口で提示することで、窓口での支払いを世帯の自己負担限度額までにすることができま

70歳から74歳までの国民健康保険被保険者の方に交付している『国民健康保険高齢受給者証』は、有効期限が7月31日までとなります。8月1日からの新しい高齢受給者証を、対象となる方に交付します。

・8月1日現在の年齢が70歳から74歳までの方には、7月中にお送りします。
・8月2日以降に70歳にな

また、住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代も軽減される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の対象となります。

○70歳未満の国民健康保険被保険者の方
ご希望の方は、住民課総合窓口・子ども家庭支援センター（古里出張所）まで申請してください。

○70歳から74歳までの国民健康保険被保険者の方

る方には、70歳到達月の中旬頃にお送りします。翌月の1日からご利用いただけます。

○高齢受給者証の自己負担割合は、2割または一定以上の収入がある方（※）は3割となります。

8月1日以降、対象となる方（住民税非課税世帯ならびに現役並み所得の方）には、申請のご案内をお送りします。

*令和4年度(令和3年中)の所得の申告をしていない方や、保険料(料)の滞納がある方は、交付を受けられない場合があります。

※問い合わせは、住民課
☎83-2182

女性活躍推進事業

（セミナー（講演会）の開催）

「ちょっととしたデジタル化で働きやすさと売上5倍を実現！」

町では、青梅市・青梅商工会議所と連携し、女性の活躍を推進するための事業として、先進的な取り組みを実施している企業から講師を招き、具体的な事例などについてのセミナー（講演会）を開催します。

〔講師〕有限会社COC
O・L代表取締役
雅楽川 陽子 氏

「攻めのIT経営中小企業100選」など数々の受賞歴をもつ雅楽川氏。人材

難の最たるものである介護業界のなか、スタッフの情報共有などにITツールを活用することで、働きやすさを考えた会社づくりを実現。有休取得率98%、売上アップを達成！中小企業でも生産性を高めるしくみを作り上げたその業務改革術についてお話しさせていただきます。

〔日時〕 7月27日（水）

午後2時～4時

〔参加方法〕 青梅市役所2階会場またはZOOMによるオンライン開催。受講料は無料です。

〔申込締切〕 7月15日（金）
※申し込み方法などの詳細は、青梅商工会議所ホームページ <https://www.mecci.jp/seminar/7401.html> をご覧ください。
下記QRコードより申し込みください。



要支援・要介護認定を受けている方全員に「介護保険 負担割合証」をお送りします

この7月中に、介護保険の要支援または要介護認定を受けた方全員に、町から「負担割合証」をお送りします。「負担割合証」とは、介護保険サービスを利用する際にかかる費用の自己負担の割合について、ご自分の負担割合が確認できるものです。

この「負担割合証」を受け取った際には、水色の「介護保険被保険者証」と一緒に大切に保管し、介護サービスを利用する際には必ず

「成人の日」の式について

民法の一部改正に伴い、令和4年4月1日から成人年齢が18歳に引き下げられました。町では引き続き20歳になる方を対象として、「二十歳を祝う会（仮称）」を開催します。

サマージャンボ7億円
(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)
サマージャンボミニ3千万円
(1等3千万円)
 この宝くじの収益金は区市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
 各1枚 300円
7月5日の2種類同時発売!
 発売期間 7/5(火)~8/5(金)
 公益財団法人東京都区市町村振興協会



地籍調査の実施について

町では、平成17年度に日原地区の地籍調査事業に着手し、現在まで海沢地区(中野)の宅地周りを中心に調査を進めています。令和4年度は、海沢地区(上野・大加)を地籍調査事業の実施範囲とするため、7月から8月中に該当する土地の所有者様を対象とした説明会を実施します。土地所有者の皆さんには文書で通知しますので、ご理解とご協力をお願いします。

○地籍調査とは

人に関する記録として「戸籍」がありますが、これに対して土地に関する記録を「地籍」と言います。地籍調査では、一筆ごとの土地について境界・所有者・地番・地目の調査および境界の位置・面積の測量を行い、簿冊(地籍簿)と正しい地図(地籍図)を作成します。

○地籍調査の必要性

- ① 町では、平成17年度に日原地区の地籍調査事業に着手し、現在まで海沢地区(中野)の宅地周りを中心に調査を進めています。令和4年度は、海沢地区(上野・大加)を地籍調査事業の実施範囲とするため、7月から8月中に該当する土地の所有者様を対象とした説明会を実施します。土地所有者の皆さんには文書で通知しますので、ご理解とご協力をお願いします。
- ② 現在、登記所に備え付けられている登記簿や地図(公図)の多くは明治時代の地租改正時に作成された記録をもとにしており、長い年月を経た今日では、登記簿記載の面積が実際とは異なり、公図に描かれた境界や形状が不明確であるため、土地の正確な情報を把握することが困難な場合が多いです。地籍調査は、このような状況を改善し土地に関する記録(地籍)を明確にする事業です。
- ③ 地籍調査のメリット
 - ・ 土地トラブルの未然防止
 - ・ 土地取引の円滑化
 - ・ 災害復旧の迅速化および防災対策
 - ・ 固定資産税の適正化
 - ・ 土地所有者などの費用負担なし
 - ・ よりよい街づくり

○地籍調査の流れ

- ① 説明会の開催
- ② 境界の確認(一筆地調査)

公図等を基に作成した資料を参考に、調査担当者が現地を訪ねます。境界を挟んだ土地所有者の方々に双方の合意の上で土地の境界を確認していただき、土地の範囲を明らかにしていきます。*地籍調査では、この一筆ごとの調査が大変重要になります。

③ 境界の測量(地籍測量)

杭の設置や測量を行い、その結果を基に正確な地図(地籍図)を作成します。

④ 結果の確認(閲覧)

作成した地籍図と地籍簿は一定の期間を設け土地所有者の方々に閲覧していただき確認を行います。ここで確認された結果が、最終的な地籍調査の成果となります。

⑤ 登記所へ送付

地籍調査の登記簿と地籍図(写し)が登記所に送付され、以降不動産登記の資料として活用されます。

*お問い合わせは、環境整備課 ☎ 83・2367

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について

国民健康保険税
の減免ほか

新型コロナウイルス感染症の影響により、以下の条件を満たす方は、申請により国民健康保険税が減免となります。

【減免の対象となる世帯】

①保険税全額減免

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯

②保険税の一部減額

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯

*保険税が一部減額される具体的な要件とは、世帯の主たる生計維持者について(1)事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
(2)前年の所得の合計額が1千万円以下であること。
(3)収入減少が見込まれる種

(減免額の計算方法)

減免の対象となる世帯①の場合…保険税の全額免除

減免の対象となる世帯②の場合…下記のとおり

(i) 対象保険税額 = A × B / C	
A : 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額	
B : 減少することが見込まれる事業収入などに係る前年の所得の合計額 (減少することが見込まれる事業収入などが2以上ある場合はその合計額)	
C : 納税義務者および当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額	
(ii) 前年の合計所得金額区分	(iii) 減額割合
300万円以下であるとき	10分の10
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

(注) 事業などの廃止や失業の場合は、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全部を減免とする。

税の減免の対象外となります。

また、奥多摩町国民健康

保険税減免取扱要綱第2条

第4項(旧被扶養者にかか

る減免)に該当する方につ

いても、本減免の対象外と

なります。

【申請方法】

国民健康保険税減免申請

書に必要事項を記入し、必

要書類と合わせて住民課総

合収納係へ提出願います。

【必要書類】

○減免の対象となる世帯①

の場合

・医師の診断書

・世帯主の本人確認書類

○減免の対象となる世帯②

の場合

・前年度の収入がわかるも

の(源泉徴収票等)

・今年度の収入がわかるも

の(給与支払明細書等)

・保険金や損害賠償等によ

り補填される金額がわかる

書類(補填がある場合のみ)

・廃業等の届出書(事業等の廃止の場合のみ)

・世帯主の本人確認書類

【申請書】

・国民健康保険税減免申請

書

・収入申告書(給与・年金用)

・収入申告書(事業等収入

用)

※問い合わせは、住民課

☎83・2190

絵本といっしょ

お子さんと一緒に絵本や紙芝居を楽しみませんか

〔日時〕 8月8日(月) 午前11時～11時40分

〔会場〕 子ども家庭支援センター(きこりん)

〔内容〕 相談員による読み聞かせ・指遊び

※問い合わせは、子ども家庭支援センター

☎85-2611

7月15日～31日カレンダー

町内開催の行事・各種相談を掲載。「■」は
事前申込が必要、「→」は詳細の記事あり。

日・曜日	町民みなさん向けの内容 【☆】観光施設イベントは町外からも来場可能
15・金	
16・土	
17・日	
18・月	■在宅障害者自立生活サポート事業 (9:30～保健福祉センター) → 19 ☎・7/11 ☒
19・火	元気アップおきたま事業 (13:30～大丹波会館:栄養講話) → 21 ☎ ■高次脳機能障害相談 (9:00～保健福祉センター) → 15 ☎・前日 ☒
20・水	元気アップおきたま事業 (13:30～棚沢コミュニティセンター:ゲーム&座ってできる簡単 単体操) → 21 ☎ ■ウエルカムランチ (11:30～氷川保育園:見学・給食試食) → 19 ☎ ■筋力向上トレーニング講習会 (9:30～福祉会館) → 20 ☎・定員に達したら ☒
21・木	ヘルシー体操 (10:00～文化会館)
22・金	■ファミサポ・病後児研修 (10:30～きこりん) → 17 ☎ ■心理・発達相談 (13:00～きこりん・鎌田臨床心理士) → 15 ☎・前日 ☒
23・土	相続・成年後見相談 (13:00～福祉会館) → 15 ☎
24・日	
25・月	ヘルシー体操 (14:00～福祉会館)
26・火	元気アップおきたま事業 (10:00～川井生活館:ゲーム&座ってできる簡単体操) → 21 ☎ 食育講習会 (10:00～保健福祉センター) → 20 ☎ ■高次脳機能障害相談 (13:00～保健福祉センター) → 15 ☎・前日 ☒
27・水	元気アップおきたま事業 (10:00～白丸生活館:栄養講話) → 21 ☎
28・木	
29・金	
30・土	
31・日	

《今月の納期8/1(月)》

固定資産税 第2期分、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料 各第1期分

空きスペースを駐車場シェアリングし活用してみませんか

町では、観光シーズンにおける駐車場不足や交通渋滞等の解消を図るため、駐車場予約アプリを運営する akippa 株式会社と駐車場シェアリングについての連携協力に関する協定を締結しております。

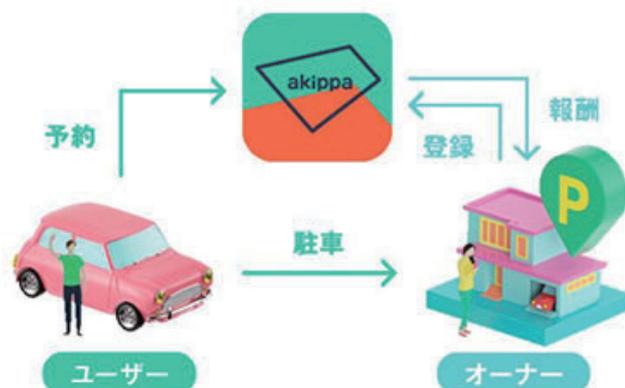
akippa 株式会社は、駐車場確保に困っているドライバーと、利用のない空き地や駐車場を有効活用して収益化したい土地所有者をマッチングする駐車場予約アプリ「akippa」を運営しています。

このサービスの登録には、車止めや精算機などの設置、初期費用・月額費用が不要なことから、空いているスペースがあればいつでも利用することが可能です。

契約されていない月極駐車場や個人宅の駐車スペース・空き地など空いているスペースの有効活用に興味のある方は、観光産業課までお問合せください。

※問い合わせは、観光産業課

☎ 83-2295



切り取り線(切り取り後、冷蔵庫などに貼ってご利用ください)

8月1日～15日カレンダー

町内開催の行事・各種相談を掲載。「■」は事前申込が必要、「→」は詳細の記事あり。

日・曜日	町民みなさん向けの内容 【☆】 観光施設などイベントは町外からも来場可能
1・月	
2・火	■高次脳機能障害相談 (9:00～保健福祉センター) → 15 ㄱ ■わくわく科学 (14:00～福祉会館) → 17 ㄱ ■森林セラピー健康づくり事業:【親子体験】夏の昆虫観察会 → 26 ㄱ・7/15 ㄱ (先着順)
3・水	
4・木	ヘルシー体操 (10:00～福祉会館)
5・金	
6・土	
7・日	
8・月	絵本といっしょ (11:00～きこりん) → 12 ㄱ
9・火	■高次脳機能障害相談 (13:00～保健福祉センター) → 15 ㄱ・前日 ㄱ
10・水	■心理・発達相談 (10:30～きこりん・徳井臨床心理士) → 15 ㄱ・前日 ㄱ 人権身の上・行政相談 (13:00～福祉会館) → 15 ㄱ ■弁護士による法律相談 (13:00～福祉会館) → 15 ㄱ 1・2・4・5歳児歯科健診・乳幼児歯科相談 (13:00～保健福祉センター) → 14 ㄱ
11・木	■在宅障害者自立生活サポート事業 (9:30～保健福祉センター) → 19 ㄱ・8/4 ㄱ
12・金	3～4か月児健診・離乳食講習会 (13:00～・14:30～保健福祉センター) → 14 ㄱ
13・土	
14・日	
15・月	
<p><8月末までの主なイベント></p> <p>25日 (木) 元気アップおくたま事業 (10:00～梅沢コミュニティセンター:健康講話) → 21 ㄱ</p> <p>25日 (木) 元気アップおくたま事業 (13:30～小舟波コミュニティセンター:ゲーム&座ってできる簡単体操) → 21 ㄱ</p> <p>30日 (火) 元気アップおくたま事業 (13:30～丹三郎生活館:健康講話) → 21 ㄱ</p> <p>■31日 (水) 森林セラピー健康づくり事業 登計トレイルと藍の生葉染め体験 → 26 ㄱ・7/15 ㄱ (先着順)</p>	

母子健診日程表	<p>7月13日 (水) 保健福祉センター 13:00～13:20 受付 1・2・4・5歳児歯科健診・乳幼児歯科相談 …平成29・30・令和2・3年6月生まれ</p>
	<p>8月10日 (水) 保健福祉センター 13:00～13:20 受付 1・2・4・5歳児歯科健診・乳幼児歯科相談 …平成29・30・令和2・3年7月生まれ</p>
	<p>8月12日 (金) 保健福祉センター 13:00～13:20 受付 3か月児、4か月児健診 …令和4年3月・4月生まれ 14:30～15:00 受付 離乳食講習会 *1週間前までに申込みください。</p>

町立図書館の 開館時間延長のお知らせ

町立図書館では、子どもの居場所づくりと学生などの勉強スペースを確保するため、毎週土曜日の開館時間を7月9日 (土) から9月24日 (土) までの間、試験的に午後8時まで延長します。

ぜひご利用ください。
※問い合わせは、
(一財) 奥多摩木村奨学会 (文化会館内)

☎85-1618

地域情報誌「街ブレ」

創刊10周年記念

【SDGsアワード

西多摩2022】

西多摩の3市3町1村の市町村長が登壇

〔開催日〕7月16日(土)

午後1時開場～午後1時30分～4時(予定)

〔会場〕福生市民会館小ホール

〔定員〕200名 入場無料(事前予約制)

※詳細・申し込み先は、https://machidre.net/sdgs_nishitama/

〔第一部〕基調講演「SDGsを“道しるべ”に西多摩地域の再構築を」

〔第二部〕西多摩の市町村長登壇

パネルディスカッション「SDGs達成へ向けた、地方自治体の役割と取り組み」

〔第三部〕「SDGsアワード西多摩2022」受賞者表彰

各種相談

【健康相談】

保健福祉センターでは、保健師による「健康相談」を随時受付けています。お気軽に電話でお申し込みください。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777

【心理・発達相談】

〔日時〕7月22日(金)

午後1時～3時30分

8月10日(水)

午前10時30分～午後3時30分

18歳未満のお子さんに関することなら、どんなことでも臨床心理士の資格を持つカウンセラーがお話を聞きます。お子さんご自身からの相談も出来ます。子ども家庭支援センターで直接お話しを聞く以外に、電話相談も行っております。誰に話したらいいのか、どこ

に相談したらいいのか、心配ごとや悩みを抱えている方、まずは一度、お電話ください。

※なお、子ども家庭支援センターでは、常時、相談員による相談も行っています。一人で不安や悩みを抱え込まず、お気軽にお話しに来てください。

※申し込み、問い合わせは、子ども家庭支援センター ☎ 85-2611

【消費者相談】

～1人で悩まず、まずは相談してみませんか？～

〔日時〕7月20日(水)

午後2時～4時

〔会場〕文化会館1階会議室

〔相談専門員〕元東京都消費生活総合センター相談員

〔費用〕無料

予約は必要ありませんので、直接、会場へお越しください。

※問い合わせは、観光産業課 ☎ 83-2295

【高次脳機能障害の相談】

高次脳機能障害は、事故や病気をきっかけに起こる脳の障害です。新しいことが覚えにくく、感情のコントロールが難しい。同じミスを繰り返す。家事や仕事を上手に進めることができないといった症状が現れます。

これらは、病状が落ち着き家庭に戻ってから表面化します。「もしかしたら高次脳機能障害では？」と不安に感じる本人や家族がより相談をしやすくするため、に相談日を設けています。

相談は、電話・面接・家庭訪問にてお受けします。ご希望の方は、前日までに申し込みください。 ※申し込み、問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777

【人権の上・行政相談】

〔日時〕7月14日(木)

8月10日(水)

両日とも午後1時～4時

※相談を希望される方は、直接会場へ

【相続・成年後見相談】

〔司法書士による

法律相談〕

〔日時〕7月23日(土)

午後1時～4時

※相談を希望される方は、直接会場へ

【弁護士による法律相談】

〔日時〕8月10日(水)

午後1時～4時

※相談を希望される方は、予約申し込みください。

*定員6名です。

左記相談については、いずれも会場は、福祉会館2階会議室

※この段の申し込み、問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777

SDGsアワード 各種相談

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対して生活支援を行う観点から特別給付金の支給を行います。

【支給対象者】

令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（一定の障害がある場合は20歳未満）を養育する父母などのうち、つぎの①から③のいずれかに該当する方。

- ①令和4年度住民税（均等割）非課税世帯で、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給された方
- ②令和4年度住民税（均等割）非課税世帯で、高校生のみを養育している方
- ③令和4年1月1日以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税（均等割）が非課税相当の収入となった方

*なお、令和5年2月末までに生まれた新生児なども対象になります。

【給付額】 児童一人あたり一律5万円

【申請手続きなど】

①に該当する方は、申請不要です。6月下旬に町から給付金を支給しましたので、ご確認ください。

②、③に該当されると思われる方は、申請が必要になりますので、下記まで問い合わせください。

※問い合わせは、子ども家庭支援センター ☎85-2611

西多摩くらしの相談センターからお知らせ

◆奥多摩町くらしとしごとの相談会（無料）

経済的な問題で生活に困っている。働きたいのに長く失業している。働いた経験がない。家族の引きこもりやニートで悩んでいる。家計の管理が苦手。子どもの学習で悩んでいる。こんな悩みを抱える方のために相談会を行っています。

専門スタッフが相談内容に応じて個別に支援します。

〔日 時〕 毎週火曜日（年末年始・祝日を除く） 午後1時30分～3時30分

〔会 場〕 福社会館 会議室（2階）・・・毎月第1・3・5火曜日

文化会館 会議室（1階）・・・毎月第2・4火曜日

〔対 象〕 町内在住の方

*新型コロナウイルスの影響で相談会が中止になる場合もあります。

*中止となった場合でも、電話でのご相談は随時受付けております。



◆学びの広場 ホットスペースちえの輪（無料）

宿題の解き方を教え合ったり、時には仲間とイベント（スライム作り、ハロウィンパーティー、クリスマス会など）を楽しみながら、ここに集まったみんなの将来を切りひらいていきます。

随時、見学・体験参加を受付けています。お気軽にお越しください。

〔日 時〕 毎週火曜日（年末年始・祝日を除く） 午後4時～6時

〔会 場〕 福社会館 会議室（2階）・・・毎月第1・3・5火曜日

子ども家庭支援センター（きこりん）・・・毎月第2・4火曜日

〔対 象〕 町内在住の原則、小学生～中学生（中学校卒業～18歳の場合はご相談ください）

*新型コロナウイルスの影響で開催中止になる場合もあります。

※申し込み、問い合わせは、西多摩くらしの相談センター ☎25-3501

ホームページ <http://kurashinosoudan.net/>

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯）のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、児童扶養手当受給者世帯などのひとり親家庭を支援するために特別給付金の支給を行います。

【支給対象者】

18歳になった最初の3月31日までの児童を監護・養護するひとり親家庭のうち、つぎの①から③のいずれかに該当する方

- ①令和4年4月分の児童扶養手当を受給している方
- ②公的年金などを受けていることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方

【給付額】 児童一人あたり一律5万円

【申請手続きなど】

①に該当する方は申請不要です。6月下旬に東京都から給付金が支給されていますので、ご確認ください。

②、③に該当されると思われる方は、申請が必要になりますので、下記まで問い合わせください。

※問い合わせは、子ども家庭支援センター ☎ 85-2611

第1回ファミサポ・病後児研修 「子どもの言動のとらえ方」

ぐずり・かんしゃく・お友達に手を出すなど、大人にとっての「子どもの困った言動」に視点を当てたお話です。

〔日 時〕 7月22日（金）
午前10時30分～正午

〔会 場〕 きこりん 遊戯室

〔対 象 者〕 子育て中の方、子育てに関わる方、ファミサポ・病後児会員さんなど

〔申込期間〕 7月15日（金）まで

〔講 師〕 鎌田 桃子 先生（臨床心理士）

*託児もあります。希望の方は、お申し込みの際お伝えください。

※申し込み、問い合わせは、
子ども家庭支援センター ☎ 85-2611

「わくわく科学」

風見鶏と傘袋ロケットを作ってその原理をしよう！

〔日 時〕 8月2日（火）
午後2時～3時30分

〔会 場〕 福社会館1階ホール

〔内 容〕 風見鶏を作る。傘袋を作って飛ばす。
両方に共通する仕組みについて学ぶ。

〔対 象 者〕 町内在住の5歳以上小学生以下
（未就学児は保護者同伴）

〔募集人数〕 幼児・児童10名程度

〔持 ち 物〕 タオル、水分補給できるもの

〔募集期間〕 7月13日（水）～19日（火）

〔講 師〕 市川 哲彦 さん（子ども宇宙未来の会、子ども家庭支援センター相談員）

※申し込み、問い合わせは、
子ども家庭支援センター ☎ 85-2611

チャレンジおくたま「電子工作教室」の開催

奥多摩アマチュア無線クラブでは、チャレンジおくたまの一環として「AM/FM DSPラジオ」を作る電子工作教室を開催します。ハンダ付けが初めての方でも安心して作れますので、お気軽に参加してください。

〔日 時〕 8月13日（土） 午前9時30分から正午頃まで

〔場 所〕 文化会館 多目的ホール 〔受講費〕 2,000円

〔対 象〕 町内の小学3年生以上・中学生・高校生とその保護者

〔募集期限〕 8月5日（金） *先着12名

※申し込み・問い合わせは、教育課 ☎ 83-2246

非課税世帯等臨時特別給付金のご案内

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、令和4年度の住民税均等割が非課税の世帯や令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。***令和3年度以降すでに受給した世帯は除きます。**

給付金を受給するためには、手続きが必要です。

■住民税均等割非課税世帯

①世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの場合
町から確認書が届いていますので、確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、同封の返信用封筒で返送してください。（令和4年6月1日を基準日とします。）

【確認事項】

1. 記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないこと。
2. 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと。
3. 既に非課税世帯等臨時特別給付金を受給していないこと。

②世帯の中に、令和3年12月1日以降に転入した方がいる場合

給付金を受け取るには、申請が必要です。

申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、基準日（令和4年6月1日）時点でお住まいの区市町村に、ご提出ください。申請書は、問い合わせ先までお取り寄せください。

■家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響で令和4年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯

例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安（奥多摩町の場合）単身の場合：93万円以下
給付金を受け取るには、申請が必要です。

申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、申請時点で住民登録のある区市町村にご提出ください。申請書は、問い合わせ先までお取り寄せください。

申請期限：令和4年9月30日（金）

※問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777

学童指導員（会計年度任用職員）募集

〔勤務内容〕 町内学童クラブで児童の保育、指導 〔採用予定日〕 令和4年7月頃から

〔勤務条件〕 任 期／令和5年3月31日まで（勤務成績良好時は再度任用）

勤 務 日／シフト制勤務（不定日で土曜勤務あり）

勤 務 時 間／小学校放課後から午後6時30分頃まで（内6時間）*時間外勤務の場合あり
学校休業日は、午前8時頃から午後6時30分頃まで（内6時間）

〔報酬手当〕 時給／1,130円～（期末手当は支給要件を満たした場合、通勤費用は町規定により支給）

〔申込方法〕 町ホームページ掲載の「会計年度任用職員募集のお知らせ」にある採用申込書（写真添付）に必要事項をご記入のうえ、本人または代理人が、直接、役場総務課へ提出するか、簡易書留で郵送してください。

〔申込期日〕 7月22日（金）必着

〔選考方法〕 1次／書類選考 2次／面接：1次選考合格者対象

※資格・勤務日などについての相談、問い合わせは、子ども家庭支援センター ☎85-2611

鶏肉とズッキーニの白ワイン蒸し

「食育ひろば」その170♪

【材料】（4人分） ・鶏モモ肉 320g ・塩 少々 ・こしょう 少々 ・白ワイン 45g（大さじ4） ・オリーブオイル 適量 ・にんにく（みじん切り）10g（1片） ★— ・ズッキーニ 240g（小2本） ・しめじ 100g ・プチトマト 120g（8個） ・醤油 12g（小さじ2） ・粉パセリ 適量	【作り方】 ①鶏モモ肉は皮を取り除いて一口大に切る。ズッキーニは1センチ幅の半月切りに、しめじは石づきを取ってほぐしておく。 ②鶏肉に塩、こしょう、ワイン（大さじ1）で下味をつけ10分おく。 ③鍋にオリーブオイルとにんにくを入れ、弱火で加熱する。にんにくの香りが油に移ったら中火にし、鶏肉を入れて、両面に焦げ目がつくまで焼く。 ④★と白ワイン（大さじ3）を加え、蓋をして弱火で8分ほど蒸し焼きにする。 ⑤塩、醤油で味をととのえ、粉パセリとこしょうを振る。 ☆1人分の栄養価 エネルギー 146kcal 糖質（たんぱく質）17.2g 脂質 5.3g 食塩相当量 1.0g
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

★お知らせ★

ズッキーニはカリウムを比較的多く含んだ野菜です。カリウムは、ナトリウムが腎臓で再吸収されるのを抑制し、排泄を促す働きがあります。そのため、カリウムには血圧を下げる効果があるとされ、高血圧予防に有効と考えられています。

お味噌汁やスープなど塩分の濃いものに、野菜をたくさん入れて具沢山にするのは如何でしょう。高血圧予防におススメです。

ウエルカムランチ ～保育園児と一緒に給食を食べませんか？～

日	時	会場	対象	人数	参加費
7月20日（水）	午前11時20分集合	氷川保育園	原則50歳以上	2～3名 （先着順）	1人300円

※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777

簡単！やさしいお食事づくり講習会（在宅障害者自立生活サポート事業）

障害がある方も気楽に参加できるやさしい講習会です。参加者一人ひとりがご自身のできることを分担し、助け合いながら、身体に優しい食事を作り、楽しく食べる講習会です。

みなさんのお申し込みをお待ちしております。

〔日 時〕 7月18日（祝）午前9時30分～午後2時

8月11日（祝）午前9時30分～午後2時

〔会 場〕 保健福祉センター 栄養指導室

〔対象者〕 身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・愛の手帳などをお持ちの方、もしくは同等の障害があると判断される方で、保健福祉センターにいらっしゃることができ

＊初めてお申し込みをされる方は、担当保健師にお身体の状況をお聞かせください。

※申し込み、問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777

町の筋力向上トレーニング事業について

町では、この4月に、シニア筋トレルーム「にっ古里」を開設したことから、福祉会館で実施している高齢者筋力向上トレーニングとあわせて、2会場で事業を実施していますが、下表のとおり、それぞれ対象者や実施日などが異なりますので、ご理解のうえ、ご利用くださいますようお願いいたします。

会場	福祉会館機能訓練室	高齢者筋力向上トレーニング施設 (シニア筋トレルーム「にっ古里」)
事業名	国／介護予防・日常生活支援総合事業	町／高齢者筋力向上トレーニング事業
実施主体	町社会福祉協議会へ事業委託	町福祉保健課で実施
対象年齢	65歳以上	概ね65歳以上
対象要件	・要介護認定「非該当」の方 「基本チェックリスト」で介護や支援を必要としない方	・介護や支援を必要としない方 「基本チェックリスト」の実施は、必要ありません。
申込方法	地域包括支援センターへ相談 ☎ 83-8555 (平日 8時30分～17時15分)	にっ古里へ事前予約 ☎ 85-2580 (祝日除く(月・火・水・金)の10時～16時半)
実施日	(火・金) 13時30分～15時30分 3か月の利用期間(延長あり) *日時指定	(月・火・水・金) 10時～・13時～・15時～ *週2回まで希望日時を予約 *詳細は広報5月号参照
送迎	あり	なし
利用料	送迎なし 月額1,000円 送迎あり 月額1,500円	1回100円

※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777

筋力向上トレーニング講習会

福祉会館の機能訓練室のマシーンを使うための講習会です。受講資格は町内在住・在勤の40歳以上の方です。

【日時】 7月20日(水)

午前9時30分～正午

【場所】 福祉会館2階 機能訓練室

【持ち物】 上履き・タオル・補水用の水分
軍手

*参加には事前申し込みが必要です。定員に達し次第締め切りとさせていただきます。

*この講習会は随時開催をしています。別日で参加を希望される場合はご相談ください。再受講の希望も受け付けます。

※問い合わせは、福祉保健課

☎ 83-2777

食育講習会

「10の栄養素を食べる！」
キウイフルーツと夏野菜メニュー」

夏の暑さに負けない体を作るためには、水分補給はもちろん、食事ですっかりと栄養をとることも大切です。今回の講習会では、10種類の栄養素が豊富に含まれるキウイフルーツや、夏野菜を使った調理実習を行います。

みなさんお誘いあわせのうえ、ご参加ください。

【日時・会場】 7月26日(火)

午前10時～午後2時 保健福祉センター

【持ち物】 エプロン・三角巾・タオル・マスク

【参加費】 300円 【定員】 先着20名

【申込締切】 7月19日(火)

※問い合わせは、福祉保健課

☎ 83-2777

ご注意ください！『熱中症』

～熱中症は予防が大切！「新しい生活様式」における熱中症予防～

熱中症は気温が高いなどの環境下で、体温調節の機能がうまく働かず体内に熱がこもってしまうことで起こります。熱中症を防ぐには、「暑さを避ける」「こまめな水分補給」「暑さに備えた体作り」が大切です。一方で、新型コロナウイルスの感染を防ぐために、「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗い・3密（密集、密接、密閉）を避ける」といった「新しい生活様式」を実践することも求められています。新しい生活様式の中で熱中症を予防するためにつぎのようなことに気をつけましょう。

(1) 暑さを避けましょう

- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整（換気を行うことで室内温度が高くなりがちになります）
- ・少しでも体調が悪くなったら、涼しい場所へ移動（外なら日陰へ）
- ・涼しい服装、日傘や帽子

(2) 適宜マスクをはずしましょう

- ・気温、湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとったうえで適宜マスクをはずして休憩、水分補給を

(3) こまめに水分補給しましょう

- ・のどが渇く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

(4) 暑さに備えた体作りと日頃から体調管理をしましょう

- ・暑さに備え暑くなり始めた時期から無理のない範囲で適度に運動
- ・毎朝など、定時の体温測定と健康チェック、体調が悪い時は無理せず自宅静養

熱中症は室内でも起こります。我慢せず適切にエアコン等を利用しましょう。また、高齢者は暑さを感じにくいのに抵抗力も少なくなっています。のどが渇いていなくても早めに水分補給をしましょう。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777

「元気アップおきたま事業」

各地区の健康課題に合わせた講話や調理実習・体操などのプログラムにより、みなさんの健康意識を高めるサポートをする事業です。みなさんの「元気アップ」のための情報が得られるよい機会ですので、お誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください。

【日時・会場・内容】カレンダー参照

*プログラムは各月で異なります。

*体操は事前申込不要です。持ち物は、タオル、水分補給用飲み物、マスクです。

※問い合わせは、福祉保健課

☎ 83-2777

医療券(気管支ぜん息)の更新を忘れずに

～大気汚染医療費助成制度～

都内に1年（3歳未満は6か月）以上在住の18歳未満で気管支ぜん息等に罹患（りかん）しているなど、要件を満たす方に対して、認定疾病に係る医療費（保険適用後の自己負担分）を助成しています。

有効期間満了後も引き続き助成を受けるためには更新手続きが必要です。生年月日が平成9年4月1日以前で有効期間内の医療券をお持ちの方は、有効期間満了までに更新手続きを行わない場合、資格喪失となり、再度認定を受けられなくなりますので、有効期間満了の1か月前を目安に保健福祉センターの窓口で手続きを行ってください。

※問い合わせは、福祉保健課

☎ 83-2777

“レッツ・トライ”「可燃ごみ10%減量化大作戦」の結果！！

【目標：一人1日あたりの可燃ごみ量638.4gへの達成】

5月の「可燃ごみ10%減量化大作戦」の結果は下表のとおりです。目標（638.4g）から+146.6グラムの増加となりました。

昨年の6月分から、その月の可燃ごみ量（総量）を人口と日数で割り、一人1日あたりのごみ量として、表とグラフで住民みなさんへお知らせするとともに、可燃ごみ減量化の願いをしてきました。

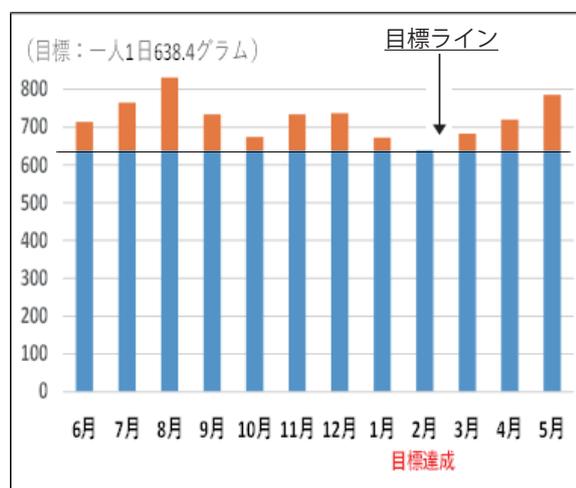
計算の基礎となります可燃ごみ量（総量）は、町内から発生したすべての可燃ごみとなります。この中には、観光客などから発生する量も含まれます。ごみはすべて西秋川衛生組合で計量しますが、一般家庭ごみ、観光ごみのように内容別に分けることは出来ません。5月の連休には、新型コロナウイルスによる外出規制が緩和されたことなどから、他の観光地と同様奥多摩町への訪問者も増えたことなども重なり、一人1日あたりのごみ量が大きく増加したと考えられます。

計算方法による一人1日あたりのごみ量の増減も考えられますが、今後も可燃ごみの減量化を意識していただくことで、家計に占めるごみ処理費用（袋代）の軽減、また、町が組合へ支払う負担金の軽減にもつながります。

住民みなさんには、1年間をとおして“レッツ・トライ”「可燃ごみ10%減量化大作戦」と題し、可燃ごみの減量化へのご協力、大変ありがとうございました。また、今後も引き続き減量化をお願いします。

ここでこの結果報告は一旦終了させていただき、1年間で得られましたデータを他の自治体などと比較しながら解析します。

月	1人1日あたりの可燃ごみ量（結果）（グラム）	目標との差（グラム）
7月分	763.8	+125.4
8月分	831.3	+192.9
9月分	733.0	+94.6
10月分	673.8	+35.4
11月分	733.8	+95.4
12月分	736.2	+97.8
1月分	671.7	+33.3
2月分	603.9	-34.5
3月分	682.4	+44.0
4月分	720.1	+81.7
5月分	785.0	+146.6



— “ごみを減らす10アクション”（3R：スリーアールへの取組）—

5月号から新たに開始しました“ごみを減らす10アクション”も3回目となります。1、2回目はリデュース（ごみの発生、資源の消費をもとから減らす）の取組について紹介しましたが、3回目は、リユース（繰り返し使う）についてです。みなさんの中にも、リサイクルショップで品物の売り買いをした経験のある方もいると思います。リユースとは、リサイクルと違いその製品を繰り返し使うことです。リサイクル以上にごみの減量と環境負荷のかからない取組です。不用になったものを“ごみ”にする前に、一度リユースができないか考えてみてください。限りある資源を大切に使いましょう。

※問い合わせは、環境整備課（クリーンセンター） ☎83-2110

子宮頸がんワクチン接種について

子宮頸がんは、子宮の出口（頸部）にできるがんで、ほとんどがヒトパピローマウイルス（HPV）の感染が原因で発症することがわかっています。そのため、町では、子宮頸がんワクチンの接種を、町内の医療機関で行っています。なお、接種回数は、間隔を開けて3回接種することとなります。

【接種対象者】

- 12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの方（小学校6年生から高校1年生の女子）
 - HPVワクチンの積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方（平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの女性）で、過去にHPVワクチン接種を合計3回受けていない方（キャッチアップ接種の対象者）
- ※令和7年3月31日まで無料で接種を受けられます。

【接種できる医療機関】

子宮頸がんワクチン接種を希望される場合は、下記の医療機関へ必ず事前に電話等で予約して下さい。

- 双葉会診療所 ☎ 83-3454
- 古里診療所 ☎ 83-8757
- 奥多摩病院 ☎ 83-2145

【ワクチンの種類】

「ガーダシル®」または、「サーバリックス®」 ※筋肉内接種

ワクチンの種類・接種間隔など詳しくは、町ホームページまたは6月下旬に送付させていただきました厚生労働省作成のリーフレットでご確認いただけます。

【接種にかかる費用】 無料（全額公費で行うため費用はかかりません）

子宮頸がんワクチン接種に関するご相談は、町の保健師までご連絡ください。

※問い合わせは、福祉保健課 ☎ 83-2777

7月の休日・全夜間 担当医療機関（救急患者に限ります）

奥多摩病院

＜診療時間＞

- 平日外来（月～金）午前9時～・【受付時間】午前8時～11時30分
- 午後診療（月曜日・火曜日・水曜日）午後2時30分～3時30分
- ＊内科診療のみ・前日までに要予約
- 小児予防接種（同上）午後3時30分～4時30分
- ＊予約希望日の1週間前までに要予約
- 【予約受付】平日の午後1時～4時30分・電話または窓口

＜峰谷診療所＞

- 毎週火曜日 午後2時～3時（整形外科）
- 毎月3回金曜日（内1回は訪問診療）午後2時30分～3時30分（内科）

＜日原診療所＞

- 毎月3回木曜日 午後2時～3時（内科）
- 木曜日（4週に1回）午後1時30分～2時30分（整形外科）

◆受付時間外の診療も事前に電話連絡をお願いします。

☎ 0428-83-2145（代表）

奥多摩病院ホームページ <http://www.town.okutama.tokyo.jp/gyose/kakuka/ka/biyouin.html>

＜予防接種のお知らせ＞

予診票をお持ちでない方は、実費が発生する場合があります。紛失された方は、保健福祉センターまでご連絡ください。

※問い合わせは、福祉保健課

☎ 83-2777

求人情報

一般社団法人奥多摩観光協会に加入している事業者の求人情報を、奥多摩観光協会のホームページに掲載しました。町内での仕事をお探しの方は、ぜひご覧ください。

年金のお知らせ

◇就労環境が変わった時には、届出が必要です

国民年金制度では、国内に居住する20歳から60歳までのすべての方に、加入が義務付けられています。国民年金の加入種別は、第1号被保険者(自営業や農業・漁業の方とその配偶者、20歳以上の学生、フリーターの方など)、第2号被保険者(会社や官公庁にお勤めの方で厚生年金や共済組合に加入している方)、第3号被保険者(国民年金の第2号被保険者に扶養されている配偶者の方)の3種類に分かれており、届出は加入時だけでなく、種別が変わったときにも必要です。

種別変更の届出を忘れると、年金が受け取れないこともあります。手続きは年金手帳を添えて、その都度忘れずに行いましょう。

※問い合わせは、青梅年金事務所 ☎30・3410

令和4年度 自衛官募集案内

募集種目		受付期間	試験期日	資格
航空学生	男女	7月1日～9月8日	1次9月19日 2次10月15日～20日 3次【海】11月18日～12月14日 3次【空】11月12日～12月15日	高卒(見込み含む)で【海】23歳未満の者【空】21歳未満の者
一般曹候補生	男女	7月1日～9月5日	1次9月15日～18日 2次10月8日～23日	18歳以上 33歳未満の者
自衛官候補生	男女	年間を通じて受付	受付時に通知(*1)	
防衛医科大学校医学科	男女	7月1日～10月12日	1次10月22日 2次12月14日～16日	
防衛医科大学校看護学科	男女	7月1日～10月5日	1次10月15日 2次11月26日～27日	
防衛大学校	男女	[推薦] 9月5日～9月9日	9月24日～25日	高卒(見込み含む) 21歳未満の者
		[総合選抜] 9月5日～9月9日	1次9月24日 2次10月29日～30日	
		[一般] 7月1日～10月26日	1次11月5日～6日 2次12月6日～10日	
陸上自衛隊高等工科学校	男子	[推薦] 10月1日～12月2日	5年1月5日～7日 (いずれか1日を指定)	男子で中卒(見込み含む)17歳未満の者
		[一般] 10月1日～5年1月6日	1次5年1月14日～15日 2次5年1月26日～29日 (いずれか1日を指定)	

*1 令和5年3月高等学校卒業予定者または中等教育学校卒業予定者のための採用試験は、令和4年9月16日以降に行います。

募集人員については、自衛官募集ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsd/jieikanbosyu/>) でご確認ください。

※申し込み、問い合わせは、自衛隊東京地方協力本部 福生募集案内所 ☎042-551-4725 東京都福生市本町142 マサビルB館2F (JR福生駅西口徒歩2分) ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/tokyo/fussa>



ご寄付ありがとうございました

葬祭費の一部を福祉のために

3万円 尾根 初男 様 (大丹波)

【ふるさと納税】

森林管理・環境景観保全のためとして

2万円 米本 祥太 様 (昭島市)

・森林セラピー事業等の整備・活動事業のためとして

1万円 齋藤 淳彦 様 (神奈川県川崎市)

・財政運営資金の一端 (一般寄付) として

1万円 福島 大地 様 (愛知県名古屋市)

1万円 森原 大貴 様 (文京区)

1万円 飯尾 良司 様 (神奈川県横浜市)

1万円 山崎 光浩 様 (神奈川県川崎市)

年金・自衛官募集
「」寄付

▼青梅警察署

からお知らせ▲

令和4年5月31日現在、青梅警察署管内の特殊詐欺被害者

特殊詐欺の被害が7件発生しており、被害額は1580万円です。

特殊詐欺の未然防止件数は6件、被害防止金額は47万5000円です。

【迷惑電話防止機能付電話機への買い換えをご検討ください】

ご自宅やご実家の固定電話には、留守番電話機能や自動通話録音機がついていますか？

今年青梅市内で発生しているオレオレ詐欺7件はすべて固定電話にかかってきた電話が発端となっていました。

オレオレ詐欺の他にも、市役所や税務署の職員のふりをしてATMからお金を振り込ませる還付金詐欺や、警察官やパート店員

のふりをする預貯金詐欺、キャッシュカード詐欺盗などほとんどの特殊詐欺は固定電話にかかってくる電話から被害が発生しているのです。

裏を返せば、固定電話にかかってくる詐欺の電話にさえ応答しなければ詐欺の被害に遭うリスクはほとんどなくなると言えます。

学校の卒業者名簿や、個人宅が載っている電話帳は特殊詐欺の被害者を選定する手段として、犯人グループの中で流通しています。

すなわち、電話番号だけでなく、住所・氏名、更には家族構成までもが犯人グループに知られている可能性が高いのです。

まずは詐欺犯人からの電話に出ないことが一番の対策です。

迷惑電話防止機能付電話機では、会話内容が録音される、登録している番号としない番号で着信タイムの色が変わるなど様々

な機能があります。家電量

販店で販売していますので是非ご家族で購入をご検討ください。

※問い合わせは、青梅警察署防犯係 ☎22・0110

内線2162

▼東京都水道局

からお知らせ▲

小河内貯水池（奥多摩湖）では、台風や豪雨などの影響で大量の水を放流することがあります。

川を利用している方などに、ダムからの放流を確実にお知らせするため、職員によるパトロールや、警報装置からサイレンを鳴らし警告を行います。

川の水が増えますので、川には近づかないでください。

※問い合わせは、水道局小河内貯水池管理事務所 ☎86・2211

【都税について】

☆にせ都税職員にご注意ください！

都税事務所の職員を装っ

て、個人情報取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。

※問い合わせは、主税局総務部総務課相談広報班 ☎03(5388)2925

また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

【東京しごとセンター多摩】

就業相談から就職活動や就業後に役立つ知識、スキルを習得するための各種セミナーを実施しています。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

※問い合わせは、観光産業課 ☎83・2295



【ハローワーク

青梅】

若年者合同就職面接会 in 青梅

ハローワーク青梅では、正社員就職を希望される概ね39歳以下の方を対象とした就職面接会を開催いたします。

【日時】 8月4日(木) 午後1時30分～4時

【会場】青梅市福祉センター 2階

【対象者】 概ね39歳以下の方

【参加企業】 10社(予定)

参加企業の情報は、ハローワーク青梅庁舎やハローワーク青梅ホームページにて7月中旬に掲載いたします。

関係機関お知らせ

観光施設・行事などのお知らせ

【森林セラピーツアー】



毎月第1日曜日&第3木

曜日はフォレストフォー

レスト 奥多摩森林セラ

ピースタンドードプラン

(FOREST for Rest)

①四季の森とツボに触れあ

う『ツボ押し&セルフ灸』

〔夏の「心・小腸編」幸せ

感覚と免疫力〕

7月24日(日)

②「夏休み親子体験」ピザ

作り&水棲生物観察〔奥多

摩の清涼な沢で水遊び〕

8月14日(日)

【登山・観光ツアー】

①登山<日原巨樹巡りX鍾

乳洞〔季節の花めぐり・イ

ワタバコ〕7月27日(水)

★「町民割引価格」あり!

詳細はお問い合わせくださ

い。

*各ツアーとも参加費用が

発生しますので、お問い合

わせください。

※問い合わせは、一般財団

法人おくたま地域振興財団

☎83-8855

FAX83-8856

【奥多摩都民の森

体験教室】



詳細

①日帰り御前山歩き・第5

回御前山(日帰り) 8月11

日(木)

②奥多摩山歩き・第5回三

頭山(1泊2日) 8月20日

(土)~21日(日)

③奥多摩山歩き・第6回大

菩薩嶺(1泊2日) 8月27

日(土)~28日(日)

④奥多摩アウトドア体験・

第3回キャニオニング・パ

ックラフト(1泊2日) 9

月3日(土)~4日(日)

〔申込〕官製はがき、FAX、

Eメールで

FAX83-3633

E-mail: oku-mori@axel.

ocn.ne.jp

※問い合わせは、奥多摩都

民の森管理事務所

【山のふるさと村

体験教室】



詳細

①ヤマメとマスのつかみど

り

7月16日(土)・17日(日)・

18日(祝)・23日(土)・24

日(日)・30日(土)・31日

(日)、8月の毎週土曜日・

日曜日及び祝日

いずれも午前10時~午後

3時(当日受付)

〔申込〕官製はがき、FAX、

Eメールで

FAX86-2553

E-mail: yamahur@town.

okutama.tokyo.jp

※イベント送迎バス「やま

せみ号」あり

※問い合わせは、山のふる

さと村

☎86-2556

森林セラピー健康づくり事業 ~町民対象~

ツアー名	日程
①【親子体験】夏の昆虫観察会 予定時間は、午後4時45分から8時20分です	8月2日(火)
② 登計トレイルと藍の生葉染め体験	8月31日(水)

*①「親子体験」ツアーは、親子に限らず、ご夫婦やお友達、おひとり様での申し込みも大歓迎です!なお、中学生以下のお子様は、必ず保護者の方の付き添いをおよび保護者からの申し込みをお願いします。

〔参加費〕500円 〔定員〕21名 ※いずれも先着順

〔受付期間〕7月7日(木)午前8時30分~15日(金)午後5時15分

*申し込みが7名未満の際は、ツアーが中止となる場合があります。

*申し込みは、原則、ひと月に1ツアーのみとさせていただきます。

※申し込み、問い合わせは、福祉保健課 ☎83-2777

※ツアー内容の問い合わせは、一般財団法人おくたま地域振興財団 ☎83-8855

